平成２２年（フ）第１６７９号
千葉市中央区祐光２丁目３番２棟508号
債務者　関　　千和
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４６号
千葉県市原市藤井２丁目157番地　藤井貸家２号室
債務者　櫻　あゆ子（旧姓鎌滝）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５１号
千葉県市川市香取２丁目14番11―103号　ローズマンションＡ―26
債務者　蛯名　正春
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５５号
千葉県船橋市海神町西１丁目1104番地１　シルフハイム211号
債務者　平野　千草（旧姓山室）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７４号
金沢市田上本町レ27番地、従前の住所石川県能美市松が岡５丁目133番地13
債務者　長　　克美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６８３号
石川県白山市新成１丁目６番地、従前の住所石川県石川郡野々市町若松町１番１号
債務者　清田　謙一
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６８４号
石川県白山市新成１丁目６番地、従前の住所石川県石川郡野々市町若松町１番１号
債務者　清田タカ子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８０７号
岐阜市日野南７丁目５番６―411号　コテージ東海南
債務者　丹羽　洋之
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８１１号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目111番地　コーポラス井上Ａ―３号
債務者　左合由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
岐阜市茜部菱野１丁目65番地１　シャンポール河八105号室
債務者　水谷　浩司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
岐阜市茜町127　ロイヤル小塩Ⅱ２―202、住民票上の住所岐阜市常盤町30番地
債務者　荒田　篤典
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
岐阜市大洞柏台１丁目１番地　大洞緑団地1218号
債務者　田口　真也
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１８号
滋賀県近江八幡市池田本町1099番地２
債務者　ペイントサービスこと　森岡　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８号
兵庫県姫路市忍町52番地　忍町中村コーポ606号、住民票上の住所兵庫県姫路市余部区上余部955番地
債務者　横野美智代
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県高砂市高砂町朝日町２丁目15番１号、従前の住所兵庫県高砂市高砂町木曽町１番10号
債務者　大野紀久子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０２６号
広島市安佐北区口田南９丁目38番22号
債務者　清河　　瞳
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１６号
広島市南区本浦町16番26号
債務者　村上美知子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部